



日立市産前・産後ママサポート事業

産前・産後の大変な時期、誰かに助けてほしいけれど、近くに助けてくれる人がいない…
出産や育児などについて不安や悩みを抱えて誰かの支援が必要…

市では、そのようなお母さんたちをサポートするため、妊娠中又は出産後の方で、日中に頼れる親族などがない方を対象に、家事や育児をサポートする事業を行います。

市と委託契約した事業者のホームヘルパーがご自宅へ訪問して支援を行います。

利用できる方

日立市内にお住まいの、次のいずれかの要件に該当する方

- 妊娠中(母子健康手帳の交付を受けた方)で、日中他の家族等に家事を手伝う人がおらず支援が必要な妊婦
- 出産日から2年未満で、日中他の家族等に家事や育児を手伝う人がおらず支援が必要な産婦等

利用できる期間

母子健康手帳が交付された日からお子さんの2歳の誕生日の前日まで



受けられる支援

家事支援	育児支援
① 食事の準備、後片付け	① 調乳準備、後片付け
② 衣類等の洗濯	② 沐浴準備、後片付け
③ 居室等の掃除及び整理整頓	③ その他必要な育児支援 (沐浴介助やおむつ替え等)
④ 生活必需品の買い物	
⑤ その他必要な家事援助	

※ご注意ください。

- ・大きなものの買い物や電化製品の掃除、草むしり、窓ふき、大掃除などはできません。
- ・買い物は食材や日用品等日常の範囲内です。
- ・お子さんの保育(預かりや送迎など)はできません。

利用回数・利用時間・利用料金

利用回数	1世帯当たり1日につき1回、産前産後20回、 多胎児である場合は40回
利用時間	月曜日から金曜日まで ※土日・祝日、年末年始を除く 午前8時30分～午後5時30分 ※1日のうちの利用可能時間は、1日(1回)1時間30分以内
利用料金	無料

申込方法

母子健康手帳取得後から日立市子育て支援課において受付します。

お申込みの際は、母子健康手帳などのお子様の出産(予定)日の分かる書類をお持ちください。

なお、申請書は日立市ホームページからもダウンロードできます。(郵送やオンラインによる申請も可能ですが、後日、電話により内容の確認をさせていただきます。)

申込から利用までの流れ

①利用申請

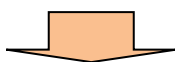
母子健康手帳等の出産（予定）日の確認できるものを持参して、子育て支援課にお越しください。

「日立市産前・産後ママサポート利用申請書」の記入をお願いします。

※ 郵送やオンラインによる申請も可能ですが、家族等の支援状況などの聞き取りを行います。後日、市から内容確認のお電話をさせていただき、必要事項がすべて確認できた時点での受付となります。



②申請書の審査を行います。



③支援の可否を決定し、決定通知書を送付します。

併せて、「委託事業者一覧」・「日立市産前・産後ママサポート事業利用券」
・「日立市産前・産後ママサポート事業利用事業者届出書」等を同封します。



④利用したい事業者と直接契約し、利用事業者について市へ届出をします。

事業者一覧から利用したい事業者を決め、直接事業者へ連絡してください。
その後、「日立市産前・産後ママサポート事業利用事業者届出書」を子育て支援課に提出してください。（利用事業者を経由して届け出ることにも可能です）



⑤サービス提供開始

利用する際に、「日立市産前・産後ママサポート事業利用券」に、本人氏名を記入の上、事業者に渡してください。

サービスを受け終わった際には、「日立市産前・産後ママサポート事業ヘルパー派遣利用確認書」の利用者確認欄にサインをしてください。

ママサポートがあるから安心ね…



【問合せ先】

日立市保健福祉部子ども局 子育て支援課
0294-22-3111（内線338）
050-5528-5071（直通）